

# 重度心身障害者医療費 支給制度のしおり

— 重度心身障害のある方の福祉のために —



京 都 市

時を超え美しく  
ひと輝く

歴史都市・京都

## 重度心身障害者医療費支給制度とは

重度心身障害者の方が、健康保険証を使って医療機関にかかられた場合に、窓口で支払われる医療費（健康保険の自己負担額）を支給する制度です。

## 制度の対象者

国民健康保険や社会保険などの健康保険に加入しておられる京都市内にお住まいの方で、次のいずれかの障害のある方

身体障害者	1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
知的障害者	判定機関（知的障害者更生相談所，児童相談所）において知能指数が35以下と判定された方（療育手帳A判定）
重複障害者	判定機関において知能指数が50以下と判定された方で、かつ、3級の身体障害者手帳の交付を受けている方

\* 3歳未満の乳幼児で、上記と同程度の障害であると判定された方も含みます。

## 対象とならない場合

重度の障害がある方でも、次の場合は対象になりません。

- 生活保護法による医療扶助を受けている場合
- 後期高齢者医療制度による医療が受けられる場合
- 本人，配偶者及び本人の生計を維持している扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）の所得が所得制限額（※）を超えている場合
- 他の市町村において本制度と同様の制度の適用を受けている場合

※所得制限額は申請窓口にお尋ねください。

65歳以上で重度の障害がある方は、後期高齢者医療制度による医療を受けることを選択できます。後期高齢者医療制度による医療を受ける方は、後期高齢者医療制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の手続きをしてください。

## 申請の手続

次のものをお持ちのうえ、お住まいの区の区役所・支所福祉部（福祉事務所）（右京区京北地域にお住まいの方は右京区京北出張所福祉担当）で申請してください。

- 健康保険証
- 身体障害者手帳（お持ちの方のみ）
- 療育手帳（お持ちの方のみ）
- 印かん（スタンプ印は不可）

その他、住民票謄本（外国人登録原票記載事項証明書）、所得についての証明書、申立書が必要な場合もあります。

受給者として認定された方には「福祉医療費受給者証(障)」を交付します。

## 治療を受けるとき

京都府内の医療機関等に受診するときは、「福祉医療費受給者証<sup>障</sup>」を「健康保険証」と一緒に窓口へ提出してください。ただし、次のような健康保険の給付の対象とならないもの、訪問看護ステーションの利用料、入院時の標準負担額（光熱水費、食事代）等は支給の対象になりません。

支給の対象とならないもの（例）

- 健康診断料
- 文書（診断書）料
- 予防注射料
- 往診の車代
- 差額ベッド代
- 薬の容器代
- 200床以上の病院での初診時特別料金
- 保険診療できない歯科治療費等

※ 入院される際は、加入している健康保険が発行する「限度額適用認定証」等の交付を先に受け、必ず医療機関に提示してください。

## 払戻しの手続について

次のようなとき、医療費の払戻しをしますので、申請してください。（加入している健康保険から高額療養費や付加金等の支給を受けられる場合は、先にその支給を受けてください。）

後日、銀行口座へ振り込みます。

- この制度を取り扱っていない医療機関等に受診したとき
- 受給者証を医療機関等の窓口で提示できず、医療費を支払ったとき
- 健康保険から療養費の支給を受けたとき

### 〈申請に必要なもの〉

- ① 福祉医療費受給者証<sup>障</sup>
- ② 健康保険証
- ③ 医療費を支払ったことを証明する書類  
（患者名、受診日、医療機関名、保険診療点数、支払金額の明記されている領収書等）
- ④ 通帳等、受給者本人名義の振込口座番号のわかるもの
- ⑤ 受給者以外の方の口座に振り込むときは、受給者と口座名義人の印かん  
（スタンプ印は不可）
- ⑥ 医師の意見書（同意書）、治療用装具装着証明書（治療用装具の場合）
- ⑦ 療養費支給申請書、同意書  
（鍼灸、アンマ・マッサージの場合、柔道整復の場合は療養費支給申請書のみ）
- ⑧ 保険者の療養費、高額療養費、付加金等の支給証明書  
（支給を受けた場合）

## 有効期間及び更新

「福祉医療費受給者証(障)」の有効期限は毎年7月31日です。毎年資格を確認して、資格がある方には8月1日までに新しい「福祉医療費受給者証(障)」を、資格がない方には資格喪失通知書を郵送します。8月1日以降は古い「福祉医療費受給者証(障)」は使えなくなりますので、お手数ですが速やかにお返してください。

\* 受給資格のない方が「福祉医療費受給者証(障)」を使用すると、支給を受けた額を返していただくこととなりますのでご注意ください。

## 区役所・支所の福祉部(福祉事務所)に届出が必要な場合

- 住所や氏名、世帯の構成が変わったとき
- 健康保険証の種類又は記載事項が変わったとき
- 後期高齢者医療制度の医療や生活保護を受けたとき
- 受給者証を汚したり、なくしたりしたとき
- 交通事故等の治療を、この制度を使って受けたとき

次のものをお持ちください。

- ・ 印かん
- ・ 福祉医療費受給者証(障)
- ・ 健康保険証

お問い合わせは、お住まいの区の区役所・支所の福祉部(福祉事務所)へどうぞ  
(右京区京北地域にお住まいの方は、右京区京北出張所福祉担当が担当します。)

北区役所福祉部 (福祉事務所)	北区紫野東御所田町33-1(北区総合庁舎内) ☎432-1297(直通) ☎432-1181(代)(内線 51504)	市バス・北大路新町 FAX 414-1217
上京区役所福祉部 (福祉事務所)	上京区今出川通室町西入堀出シ町289(上京区総合庁舎内) ☎441-5103(直通) ☎441-0111(代)(内線 52513)	市バス・上京区総合庁舎前 FAX 441-7211
左京区役所福祉部 (福祉事務所)	左京区吉田中阿達町1(左京区総合庁舎内) ☎771-4265(直通) ☎771-4211(代)(内線 53506)	市バス・京大正門前 FAX 752-0670
中京区役所福祉部 (福祉事務所)	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521(中京区総合庁舎内) ☎812-2534(直通) ☎812-0061(代)(内線 54503)	市バス・堀川御池 FAX 822-3096
東山区役所福祉部 (福祉事務所)	東山区清水五丁目130-6(東山区総合庁舎南館) ☎561-9182(直通) ☎561-1191(代)(内線 55506)	市バス・清水道 FAX 531-3284
山科区役所福祉部 (福祉事務所)	山科区柳辻池尻町14-2(山科区総合庁舎内) ☎592-3218(直通) ☎592-3050(代)(内線 56506)	地下鉄・柳辻 FAX 592-3110
下京区役所福祉部 (福祉事務所)	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8(下京区総合庁舎内) ☎371-7216(直通) ☎371-7101(代)(内線 57505)	市バス・下京区総合庁舎前 FAX 351-8752
南区役所福祉部 (福祉事務所)	南区西九条南田町1-3(南区総合庁舎内) ☎681-3169(直通) ☎681-3111(代)(内線 58514)	市バス・東寺南門前 FAX 681-9555
右京区役所福祉部 (福祉事務所)	右京区太秦下刑部町12(右京区総合庁舎内) ☎861-1411(直通) ☎861-1101(代)(内線 59505)	地下鉄・太秦天神川 FAX 861-9559
右京区京北出張所 (福祉担当)	右京区京北周山町上寺田1-1(右京区京北合同庁舎内) ☎0771-52-1815(直通)	JRバス・周山 FAX 0771-52-1800
西京区役所福祉部 (福祉事務所)	西京区上桂森下町25-1(西京区総合庁舎内) ☎381-7643(直通) ☎381-7121(代)(内線 60503)	市バス・千代原口 FAX 393-0867
西京区役所洛西支所福祉部 (福祉事務所)	西京区大原野東境谷町二丁目1-2(洛西総合庁舎内) ☎332-9194(直通) ☎332-8111(代)(内線 61504)	市バス・境谷大橋 FAX 332-8420
※伏見区役所福祉部 (福祉事務所)	伏見区鷹匠町13-1(伏見福祉事務所分室・南館) ☎621-6736(直通)	市バス・肥後町 FAX 611-1140
伏見区役所深草支所福祉部 (福祉事務所)	伏見区深草向畑町93-1(深草総合庁舎内) ☎642-3493(直通) ☎642-3101(代)(内線 63502)	市バス・藤ノ森/直違橋一丁目 FAX 642-7729
伏見区役所醍醐支所福祉部 (福祉事務所)	伏見区醍醐大構町28(醍醐総合庁舎内) ☎571-6244(直通) ☎571-0003(代)(内線 64505)	地下鉄・醍醐 FAX 573-3785

※印の福祉部(福祉事務所)の所在地は、区役所内ではありませんのでご注意ください。